第26回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成24年7月17日 (火) 10:00~12:10

2. 場 所 : 中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214特別会議室

3. 出席委員:上野分科会長、渡邉委員、石川委員、大隈委員、沼尾委員

4. 議事次第:(1) 開 会

(2) 平成23年度業務実績について

(3) 平成23事業年度財務諸表等について

(4) 今後の進め方等

(5)閉会

〇上野分科会長 皆さん、お揃いのようですので、ただいまより「北方領土問題対策協会 分科会」第26回会合を開催いたします。

本日は、非常にお暑い中、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数要件を満たしており、有効に成立していることを確認いたしました。

まず、議題に入ります前に、本年4月、内閣府北方対策本部審議官、参事官に異動がご ざいましたので、河合正保審議官と吉住啓作参事官に御挨拶をいただきたいと思います。 よろしくお願いします。

○河合審議官 おはようございます。上野先生を始め、先生方、御多忙中のところ、また、 大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

4月1日付で、北方対策本部審議官の職を拝命しました河合と申します。よろしくお願いいたします。

私は、内閣府の方で採用されて以来、総理府、内閣府で仕事をしてまいったんですが、この独立行政法人の関係もちょうど10年前になりますか、まだ、北対協が独立行政法人化される前の年でございますけれども、平成14年当時、いささか関わらせていただきまして、ちょうどこの北対協と、例の国民生活センター、国センが独法化されるということで、そうした準備作業といいますか、そうしたものを担当させていただいたところでございます。

その折にも、当時、大森会長の下でやらせていただきましたけれども、大変、独立行政 法人制度に基づきます実績評価でありますとか、財務諸表あるいは役員等につきましての 評価等につきまして、大変先生方には、重厚なといいますか、煩雑なといいますか、大変 な作業をお願いすることになりまして、大変いつも申し訳なく思っておったところでござ います。北対協につきましても、この資料にございますように、こうした膨大な資料を審 査いただいて、貴重な御意見をいただいているということでございまして、今後とも是非、 よろしく御指導、御鞭撻いただきたいと、かように考えております。

北方領土問題、10年と今、申しましたけれども、なかなかこの問題といいますのは、我が国政府としては、何とか北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を結ぶと、北方四島の返還を実現するということに向けて鋭意努力はしておるわけでございますけれども、なかなかこの外交の問題というものは、相手もあることもありまして難しい、一歩一歩歩みを重ねていくということだと思いますが、我々としても、北特法にもございますとおり、広報活動、啓発活動あるいは援護活動等交流事業等を通じて、そうした外交努力を後方から支援すると、下支えするという役割を引き続き果たしてまいりたいと、そのために、北対協さんと、手を携えてやってまいりたいと思いますので、よろしく御支援いただきたいと思います。

本年からは、新しいビザなし交流等に用います、船の「えとぴりか」という船も就航いたしたところでございまして、なかなか、新しい大統領がロシアに誕生するなど、いろいろな動きはございますが、そうした中で、我々はできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

なお、今、申し上げました「えとぴりか」の件につきましては、4月に予定しておりましたお披露目式が、当方の不都合によりまして中止になりましたことは、誠に申し訳なく思っております。おわび申し上げます。また、何とか機会を見つけて、是非、御視察いただける機会が設けられればと考えております。

いずれにいたしましても、我々として、政府としてこの問題について全力を挙げて取り 組んでまいりたいと考えておりますので、今回あるいは今後、北対協の評価等につきまし ては、是非、忌憚のない御意見、御指摘をいただき、それを踏まえて改善すべきところは 改善して、よりよい行政あるいは独立行政法人制度の運営を務めてまいりたいと、かよう に考えておる次第でございます。

どうもありがとうございました。

○吉住参事官 4月1日付で、今、御挨拶いたしました審議官とともに、北方対策本部参 事官にまいりました吉住と申します。よろしくお願いいたします。

先生方におかれましては、非常に暑い中、しかも日程がタイトな中、非常に難しい評価 等をお願いするかと思いますが、今後とも御指導のほど、よろしくお願いいたします。

〇上野分科会長 ありがとうございました。本日の議題ですが、平成23年度の北対協の業務実績の評価を行うため、政独委の方から示されております、平成23年度業務実績評価の具体的取組についての説明を事務局からお願いします。

次に、評価の基となる平成23年度業務実績報告と財務諸表等について北対協に説明をお願いします。

最後に、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って議事を進行したいと思います。

議事に入るに当たり、資料について事務局から説明をお願いします。そのまま続けて、

平成23年度業務実績評価の具体的取組についての説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山崎事務官 先生方、今日は、お暑い中、朝早くからお集まりいただき、ありがとうご ざいます。

お手元にあるお茶は自由に飲んでいただいて、ちょっと長丁場にもなりますので、よろ しくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。 2 部構成になっておりまして、議事次第が付いております分厚い方が、まず、資料 1、総合評価表、これが、 3 月の分科会でお決めいただいた項目でございます。

資料2が、項目別評価表になっておりまして、こちらも3月のときにお決めいただいた 評価表になっております。

資料3が、北対協の23年度業務実績報告書。

資料4、平成23事業年度財務諸表。

資料5、平成23事業年度財務諸表概要。

資料6、予算、収支計画及び資金計画について。

資料7が、私ども事務局の方から総合評価表や項目別評価表、そして、今年度が北対協の中期目標期間の最終年度でございますので、20年度から23年度の仮評価表への記入依頼の紙になっております。

資料8が、その仮評価表へ記入いただくための業務実績一覧表として平成20年度から23年度までの北対協の業務実績が一覧になっているものが付いております。

資料9が、こちらも3月の分科会でお決めいただいた20年度から23年度の仮評価表になっております。

こちら、全てございますでしょうか。早口で申し訳ございませんでした。

では、薄い方の参考資料の東なんですけれども、こちらも数がありまして、1枚目の参 考1が、3月13日の分科会でお決めいただきました評価基準、裏表で1枚。

次に参考2として、こちらは政独委から出されております評価の視点、これが6ページ までございます。

次に参考3、平成23年度業務実績評価の具体的取組について、これも政独委から出されているもの、これも両面で1枚。

次に参考4、独立行政法人事務・事業の見直しの基本方針に関するフォローアップについて。

その後ろに2枚ありまして、参考5が、平成22年度、先生方からいただきました御指摘への北対協の対応ということで、これも裏表1枚になっております。

参考6、独立行政法人が支出する会費の見直しについて、参考7が、会費の見直しの公表の方法についてという紙になっております。

参考8が、横置きの紙になっておりまして、平成24年度第1四半期における公益法人等

への会費支出の状況。

参考9、独立行政法人の職員宿舎の見直し計画。

参考10が、行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案。

参考11、独法の宿舎一覧。

参考12、運営費交付金債務と欠損金の相殺により留保された資金の国庫納付を指摘された例という題目になっております紙が、7ページまでございます。

参考13が、自然災害等に関係するリスク対策に関するアンケート調査。

参考14に、本日の分科会に係る参照条文を付けております。

最後なんですけれども、平成22年度の項目別評価表を参考までに付けておりますので、 今回、3月の分科会のときに評価基準を含め、大きく変えましたので、御参考にと思いま して付けております。

以上、足りないものがあれば、途中でも結構ですので、おっしゃっていただければと思います。

では、続きまして、平成23年度業務実績評価の具体的取組についてということを説明させていただきたいんですけれども、薄い方の参考資料の東を御覧ください。

今回の23年度事業評価に当たりまして、3月の分科会でお決めいただきました参考1の評価基準にしたがって、AとかBとか付けていただきたいんですけれども、そのAとかBとかの判断をするに当たって、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会というところから、参考2のように、独立行政法人の業務実績に関する評価の視点というものが出ております。これは、もう先生方の方がお詳しいかと思いますが、21年度業務実績のときからこの視点を参考に評価をいただいているものと思います。

なので、参考2の詳しい説明というのは、今回、時間の関係もありますので、省略させていただきまして、平成23年度の事業評価に当たって、具体的に、こういう視点で見てほしいという参考3の平成23年度業務実績評価の具体的取組についてという紙に沿って、後ろの参考資料も使いながら説明させていただきたいと思います。

まず、一番初めの「第1 基本的な視点」関係というところがございますが、まず、1-1、 \bullet が5つあります。その中でも法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく評価だとか、過去の実績等も踏まえた的確な業務水準の判断というところにつきましては、先生方に、3月にお決めいただいたもの、これから評価いただくものについてですので、今回、私の方から申し上げることは特にないんですけれども、この中で、最後の被災者支援だとか、震災との関係を評価の中で見てほしいという項目があるんですけれども、これも北対協が、この後業務の報告をする際に、言及いたしますので、そちらを御参考ください。

次に、第2なんですけれども、ここからは1つずついきたいと思うんですが、まず、1つ目に、独立行政法人事務・事業の見直しの基本方針で、個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況

という視点があります。

それから、参考4に付けておりますものなんですけれども、内閣官房の行政改革推進室というところが、平成22年12月7日に閣議決定しました基本方針、それが、参考4の2枚目に付いておりますものなんですけれども、一部抜粋しておりますが、これが北対協が個別に講ずべきとされた視点でございまして、項目別評価表の方にも評価の項目として入れ込んでおります。

23年度の事業の、どういう見直しを行ったかということについては、参考4の1枚目に付けておりますような作業依頼にのっとって作業をしておりますところでございますし、項目別評価表の中にも入れておりますので、法人の方から、詳しくどういう取組をしているのかというのは、この後、説明があると思います。

参考3に戻っていただいて、2個目の●なんですが、当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況とありますが、これは、すべての法人に当てはまるわけではございませんで、今回、北対協には、特段勧告の方向性というのは通知されておりませんので、2個目の●については勘案していただかなくて結構です。

3つ目の●ですが、平成22年度業務実績評価における指摘事項への対応とありますが、 これが、参考5にありますように、22年度、先生方に御指摘いただいたことを北対協が、 このように事業に反映させておりますという資料でございます。こちらも評価の際に御参 考ください。

4つ目なんですけれども、公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチとあります。この見直しについてというのが参考6でございますが、これが、注意していただきたいところがございまして、今回、23年度の評価をいただくに当たっての視点でございますが、会費の見直しについてというのが決定されたのが、3月23日で23年度の末に出されたものなんですけれども、今回、なぜこれが評価の視点に入っているかというと、担当の総務省の方に確認いたしましたところ、今回の23年度事業について、直接的に会費の見直しをしているか、していないかというところを評価に入れていただく必要はないけれども、今後、このような見直しを政府方針として行っていくので、先生方には、そのことを知っておいていただきたいという意味で入れているということでございました。

それで、見直しの公表の方法についてとあるんですが、とはいっても、会費というものがざっくりとした基準になっておりまして、参考7にあります、※印の2というところを見ていただきたいんですが、ここでは、独立行政法人が支出する会費とは、会費、賛助会費、購読会費など会費と付くもの全てと名目の如何を問わず、これらに類する支出のことを言うとなっておりまして、例えば、契約をした場合であっても、情報の購読料とか、そういったものも含むということになっております。

そもそも、この会費の見直しというのは、どういうところから話が始まったかというと、

北対協のような小さな法人ではなく、JETROだとか、そういう大きな法人が経団連に払っているような会費だとか、そういうのがおかしいんじゃないかというところからそもそも始まっておりまして、それであっても、公益法人だとか、一般社団法人も全て含めて、独法からどこかの法人に出ているお金については、全て明らかにするようにというのが、今回の見直しの趣旨でございます。

北対協について、そういう支出があるのかといいますと、参考8なんですけれども、1つ、一般財団法人のラヂオプレスというところに、北方領土情報というものを購読しております。

これは、勿論、業務上必要な情報でございますので、北対協としても必要があるとして 購入しているものだと、本部としても理解しておりまして、こういった支出については、 公表することで国民の皆さんに御理解をいただこうと、この見直しの方針に沿って四半期 ごとにきちんと公表するという手続を取っていこうと考えております。

では、次に行かせていただきたいと思います。参考資料3の裏面になりますが、3番、保有資産の管理・運用についてというところがございます。これも、基本方針というのが、 先ほどの業務の見直しの基本方針なんですが、そこに不断の見直しが求められている保有 資産について、法人による以下の取組に特に留意するとありますが、北対協には、個別に 見直しをするようにと言われた保有資産というのはございません。

実物資産として●の1つ目にある職員宿舎については、見直し計画で示された法人等を 踏まえた見直しを促すアプローチというのが書かれております。

その見直し計画というのが、参考9に付いているものなんですけれども、これは24年4月3日に出されたものでありまして、23年度の事業評価というところにはなじまないものではあるんですが、先ほどの会費の見直しと同じく、今後、このような取組を行っていくということで、評価委員の先生方にもお知り置きいただきたいということで、評価の視点の中に入っているものでございます。

基本的には、公務員宿舎の改革と同じでございまして、独法が保有している宿舎について入居率が少ないものだとか、福利厚生目的で建てているものは、全て国庫に返納すると、そういった基本方針の下にやっているんですけれども、その中で、北対協にも、実は、1つ借上げの宿舎がございます。それは、札幌にあるんですけれども、東京、札幌に事務所が2か所ございますので、こちらも北対協としては、人事交流上必要なものとして、北対協がまずは借上げで、無償ではございませんで、ちゃんと国家公務員の宿舎の基準にのっとった利用料といいますか、家賃を取っているという状況でございます。

これもどういう宿舎が必要で、どういう宿舎が不要なのかというところを行革の本部と もヒアリング等ございますので、調整中でございますが、そこで決まった方針に従って、 きちんと対応していこうと考えております。

では、次に、参考3に戻っていただいて、3番の2個目の●です。基本方針において、 既に個別に措置を講ずべきとされた施設以外の建物、土地等における利用実態の把握状況、 利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況というのがございますが、こちらは、特段 個別に指摘されたものというのはございませんし、持っている北方館だとかの啓発施設に つきましては、項目別評価の方で御確認いただきたいと思います。

次の金融資産のところなんですが、いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営 費交付金債務と欠損金との相殺状況に着目した洗い出し状況ということで、iとiiがあるん ですけれども、北対協には、このような状況はございません。

次に、2-3-2、年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における 運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意するとして、●が3つあります。

これが、なぜ、この項目が入っているかといいますと、これも今年問題になりましたAIJの運用の事件がございまして、そういったことが、各独法にもないようにということで、きちんとチェックをするようにという意味で入っている項目なんですが、北対協につきましては、融資をするに当たっての、国から供された10億円の基金というのがありますが、それを担保に借入れを行う際には、水産分科会、内閣府の評価委員会を含め、評価委員の先生方に御了解いただきながら、ちゃんと法令にのっとってやっております。

次の6、内部統制についてと、下の9、業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価について、こちらにつきましても、項目別評価表の方で業務の報告の中で、北対協から報告があると思いますので、そちらをお聞きになって御参考いただければと思います。

23年度の業務実績評価の具体的な取組については、以上になります。

これらの点に留意して、評価をするに当たっての点に注意いただきながら、北対協の業務について聞いていただければと思います。

何かありましたら、どうぞ。

○上野分科会長 今、御説明いただきました件につきまして、何かございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、北対協の方から平成23年度業務実績について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○川名局長 それでは、23年度の業務実績報告をさせていただきます。

資料は、資料2の項目別評価表と、資料3の業務実績報告書がございますが、資料が膨大でありますので、評価項目に沿って整理をされております、資料2の項目別評価表を中心に報告をさせていただきます。

まず、1ページでありますが、業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置の項目であります。一般管理費の削減目標についてですが、上段で、全中期目標期間の最終年度であります、平成19年度予算額に対しまして、今中期目標期間の最終年度であります24年度末には、7%を削減するという目標を立てております。

右側の実績欄に数字がありますが、23年度の予算、4,349万8,000円で、19年度の4,673 万円に対しまして、既に6.9%の削減ができております。 決算額も予算額内で推移しておりますので、24年度には7%削減という目標が達成できるという見通しと考えております。

下段でありますが、業務経費を毎年度、前年度比1%ずつ削減するという目標であります。一般業務勘定におきましては、事業費予算が22年度4億7,798万円に対しまして、ほぼ1%減の478万円削減を行っております。

また、見直しや査定による減額がなされ、その上で、新規の予算が約7億1,000万円加わっておりまして、11億6,269万円とかなり膨らんでおります。しかし、前年度業務経費の効率化という目標は達成していると考えております。

決算額におきましても、削減を果たした予算額内において推移しております。

貸付勘定におきましても、22年度予算3,616万円に対しまして、貸付業務費において同様の効率化を図り、予算額3,513万円となっております。

決算額も予算額内において推移しておりまして、こちらも目標達成していると考えております。

続きまして、2ページの中段でございます。

給与水準の適正化についてという項目でありますが、人事院勧告に準じまして、当協会 の給与規定の改正もその都度行っております。

ラスパイレス指数では、国家公務員を100とした場合に、当協会は100.1となっております。国家公務員全体に対しましては、0.1超えておりますが、協会職員が在勤にしております、東京都台東区と札幌市に限定した地域勘案の指数は95.0、地域及び学歴を勘案した指数では92.0と国家公務員より低い水準で推移しております。

また、諸手当等につきましても、国と同様の水準とするようにしておりまして、業務上 必要と認められる範囲においてのみ、支出をしております。

続きまして、3ページでございますが、3ページは、契約の関係でございます。

随意契約等見直し計画に基づきまして、原則として競争性のある契約を行うということで、見直しした結果、見直し対象のうち、23年度も随意契約となった契約は1件となっております。

ただし、この1件は、財務諸表の官報公告でありまして、財務省通知により随意契約が 認められているものであります。

また、一者応札、一者応募につきましても、改善を行っておりまして、見直し対象の6件のうち、5件について改善をしております。

残りの1件につきましても、事業者へのヒアリングなどを実施して、改善に向けた取組 に努めております。

これらの結果につきましては、契約監視委員会におきましても、御検討をいただいておりますが、契約に対しまして、特に御指摘はございませんでした。

また、23年度に新たに締結した契約につきましても、契約監視委員会で点検をお願いしましたが、随意契約につきましては、官報公告以外の契約はなく、特に御指摘はありませ

んでした。

一者応札でありました契約につきましては、全体で5件ございました。そのうち前年度 に引き続いて一者応札であった契約が1件でありました。

なお、本契約につきましては、23年度をもって終了するものでありまして、24年度より 調達を行わないこととなっております。

その他の契約につきましては、一者応札、一者応募にかかる改善方策に従い、今後の改善に努めていきたいと考えております。

委員会からも特段の御指摘はいただいておりません。

これらの結果を踏まえますと、23年度におきましても、引き続き、一般競争入札に向けた取組、一者応札、一者応募の見直しが進んでいると考えております。

引き続き、3ページ下段から4ページ上段までの項目でありますが、随意契約要件、次の競争入札の公告期間、次の指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略に関する規定につきましては、いずれも国と同様の基準を設けております。

次は、4ページでありますが、契約方式に関する規定につきましても、総合評価方式、 複数年契約に関する規定を定めております。

次の公募等に関する要領等の整備につきましては、総合評価方式や企画競争におきましては、契約事務取扱要領を整備しておりまして、公募に関しましては、個々の調達に即した形の要領を設けて実施をしております。

以下は契約の審査体制ということで、22年度に設けました外部有識者も含めた契約監視 委員会で契約内容をチェックしていただいております。

その次の項目でありますが、執行審査について適正な事務を行っているか、また、これらの実態を監事あるいは会計監査人にチェックを受けているのかということでありますが、 事務的には相互チェックを行うことで、適切な事務を行っていると考えております。

その内容につきましては、監事あるいは監査法人のチェックを受けたところでございます。

5ページから6ページにかけましては、内部統制、ガバナンス強化についてでありますが、関係法令や内部規定に関しまして、法令を遵守して事務を推進するよう、例えば連絡会議の場において職員に注意喚起をするというような方法を使い、徹底をしております。

法人の長のマネジメント等の取組につきましては、常勤職員が17名という組織の規模の小ささを活用しまして、理事長との意思疎通を密にするなどして、リーダーシップを発揮して、法人のミッション、リスクの把握、内部統制の現状の把握などにつきましても、常に理事長が把握し、組織として対応できるよう努めております。

特に、内部統制の現状の把握につきましては、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、御意見を伺うなどの取組も行っております。

また、これらのマネジメントにつきましては、監事監査を受け、その結果報告も受けて おります。 なお、先ほど、内閣府より御説明のありました具体的取組の中の自然災害に関係するリスクへの対応についてでありますが、5ページの下段に触れております。

自然災害発生時におきましては、事業の参加者や職員の安全を第一に確保したのち、国 民生活に必要な最低限の業務を優先的に実施することとしております。

なお、特殊な環境下で実施されております、四島交流事業につきましては、別途、危機 管理マニュアルを作成しておりまして、それに即して対応することとしております。

6ページ、下段には財務内容の一層の透明化、決算情報・セグメント情報の公表の充実 ということで、監査法人、監事の監査を受けた財務諸表、決算報告書などの財政状況を一 般業務勘定と貸付業務勘定の両勘定にわけて、セグメント情報の公表も、官報だけではな く、ホームページで公表しております。

続きまして、7ページでありますが、国民に対して提供するサービスの質の向上についてであります。

当協会の業務の中心でありますが、1つ目の柱は、国民世論の啓発に関する事項であります。

こちらにつきましては、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で、啓発の重点 化と低コスト型活動の推進ということが求められておりまして、若い世代の啓発を特に重 点化するとともに、低コスト型ということで、インターネットを活用した事業の推進を図 っております。

個別事業の詳細は、項目ごとに説明いたします。

まず、①の北方領土返還要求運動の推進についての項目でありますが、まず、(ア)の全国に設置されております返還要求運動、都道府県民会議あるいはその他団体が行う事業につきまして、年間、100回以上の水準を保ち、必要な支援をするという計画であります。23年度は実績の欄に示しておりますとおり、合計して143回、支援額5,494万円という支援を実施したところであります。

次の助成に関する支援、審査状況に関して、これも実績のとおり、支援条件は、政府の基本的立場に合致している事業であるかどうか、支援対象は、県民会議の主催あるいは民間団体の連合体である北連協の関係団体の事業であるのか、特に、内容は節約を心がけて、効率的、効果的な事業の実施が望めるのかというところをポイントにして審査をしております。

8ページでございますが、事業実施の効果の把握と、指標の検討状況でありますが、支援事業につきましては、事業終了後に参加人数や参加者の反応などを記載した報告書の提出を受け、効果の把握に努めております。

また、次の指標の検討につきましても、22年度に実施したヒアリングを踏まえまして、 23年度は、一部の県民大会におきまして、参加者へのアンケートを試験的に実施しまして、 効果把握につきまして、検討を進めました。

次年度以降には、段階的にアンケート実施事業を拡大し、適切な効果の把握に努めてま

いります。

続きまして(イ)の項目でありますが、各県民会議等が主催する大会の講師派遣について、23年度におきましては、46回という計画に対しまして、実施回数は46回と、計画どおり行っております。

次に(ウ)で推進委員の関係であります。まず、推進委員の配置でありますが、推進委員を各都道府県に1名ずつ配置しておりますが、この推進委員を通じて、地方あるいは各団体との連絡が円滑に行われ、実績として県民会議に事業方針がきちんと伝わり、それぞれの各事業の推進が進んでいると認識いたしております。

また、推進委員には、それぞれ報告書を求め、活動を確認しておりまして、推進委員としての役目を果たしていただいていることを確認することができております。

また、次の推進委員制度の効果としましては、各推進委員に御尽力いただいた結果としまして、毎年全国で100回を超える事業が滞りなく実施できていること、教育者会議も新たに2県で設置されたこと、更に、啓発事業だけではなく、四島交流事業でも訪問団員のとりまとめや、受入事業の土台づくりをしていただき、事業の円滑な実施に貢献いただいております。

次に、9ページでございますが、(エ)の項目でございます。推進委員全国会議あるいは県民会議代表者全国会議、更にはブロック会議等の開催について、全て予定どおり開催いたしました。

続いて10ページ(オ)の項目ですが、広く国民に理解と認識を深めていただくための事業として、標語の募集に関しまして、5月から9月までホームページ、公募専門誌、それから、団体の関係広報誌などを使い募集をしまして、23年度には3,783件の応募をいただきました。

次のポスター、カレンダーの作成も予定どおり実施をしております。

次の2月、8月の強調月間における懸垂幕、横断幕の掲出については、23年度におきましても、各都道府県に実施していただきました。

また、次の欄、23年度には、これまで維持・管理を続けておりました広告塔につきまして、効果が薄れているものは撤去する方針とし、2か所の撤去、今後も維持する広告塔、1か所を改修いたしました。

この広告塔に代わる媒体として、新たな取組で、街頭の電光掲示板を活用した啓発を実施しております。

次に、10ページの下から11ページにかけてでありますが、単年度の事業で、北方領土返還要求全国キャンペーンを内閣府と共同で実施いたしました。

被災地を除く全国43都市でイベントを実施し、併せて、テレビや新聞、インターネット、 通信社による動画配信等を利用した啓発広報を実施いたしました。

イベント自体には、全国で約2万人の参加者がありまして、特に重点とした、若い世代 にも多く参加いただきました。 啓発広報でも、新聞、テレビなどさまざまな媒体を活用したことで、より多くの国民への啓発が実施できた内容となっております。

特に新聞では、5段と15段の全面と、2回広報を打っておりまして、多くの国民に対する 啓発を実施することができました。

イベントに参加いただいた方へのアンケートの結果につきましては、北方領土に関して 理解を深めたり、もっと知りたいと、何かしら問題意識を持っていただけた参加者が9割 以上を占めております。

県民会議からは、一部事業の準備における業者との連絡調整で御意見などをいただいて おりますが、おおむね好評を得ております。

12ページ、北方領土を目で見る運動ということで、根室市納沙布岬の北方館、別海町の 別海北方展望塔、羅臼町の羅臼国後展望塔の3施設を有しておりまして、有効に利用され ております。

これらに常設しております意見箱がありまして、施設に対しましては、多くの方から有意義と回答をいただいておりますが、細かな点で要望等もいただいておりますので、詳細は事業報告書の方にございますが、57ページからにございます。可能な限り迅速に対応しておりまして、対応できなかった部分も、予算等も勘案しながら次年度以降に改善していくこととしております。

中段から次のページにかけまして、②の項目でございますが、当協会が20年度から重点 事項の1つとして掲げております、青少年や教育関係者への啓発であります。

まず、アの欄でありますが、1つは、元島民3世等を対象としました北方少年交流事業。 中高校生と中学校の社会科の先生を対象としました現地研修会。大学生を対象にしました 北方領土ゼミナール及び四島交流事業等に参加した大学生を対象としました学生研究会を、 それぞれ計画どおり実施しております。

また、参加者により、アンケートや報告書の提出を受けておりまして、前年度いただいた要望を基にプログラムの改善を実施しておりまして、アンケートでは、ほとんどの方から有意義と回答をいただいております。

ただ、こちらのアンケートでも自由記述欄を設けておりまして、全体としましては、高く評価していただいておりますが、個別では、要望事項もいただいておりますので、次年度以降の改善に役立ててまいります。

次に14ページ、下の欄にあるスピーチコンテストや副教材ソフト、啓発映像の制作でありますが、スピーチコンテストは、全国の中学生を対象に実施したものでありまして、23年度新規事業として行ったものでございます。

全国から3,969件の応募をいただいております。24年度にも引き続き実施することとしております。副教材ソフトと啓発映像制作は、23年度限りの事業でありますが、副教材ソフトは、教育現場における北方領土教育の充実を目的に制作したものでありまして、また、啓発動画は、さまざまな事業やホームページ等の場でわかりやすく、親しみやすく北方領

土問題への理解を促進することを目的に制作したものであります。

どちらもインターネットで公開しております。

15ページ(イ)の項目でありますが、北方領土問題教育者会議の設立を促進し、必要な支援を行ったかということで、先生方による教育者会議をつくっていただき、領土問題の教育の充実を進めてもらうというものであります。

23年度には、山梨県、岡山県の2県で設立されまして、これで、39道府県で設置されております。

設置県につきましては、引き続き設置に向けて働きかけをしているところであります。 詳細は、業務報告書67ページからに、この関係は記載しております。

指定校制度の活用や、独自の取組も進めていただいておりますし、協会としましても、 情報提供や各種資料、資材の供与も積極的に行い、教育者会議の活動促進に努めておりま す。

15ページ中段の教育者会議、全国会議の開催でありますが、先生方に都道府県の横の連携、情報交換などをしていただき、また、必要な情報を提供するという会議を開催しております。

アンケート調査の結果もほとんどの方から有意義であったという評価をいただいております。

16ページでありますが、③のわかりやすい情報の提供という項目でありますが、パレットなどの啓発資料、資材を作成し、ホームページの充実も図っております。

特に、23年度には、協会ホームページについては、サイトのリニューアルを行い、閲覧者に見やすく使いやすいデザインとし、高齢者等にも配慮したものとしております。

青少年や教育者向けには、啓発動画の作成の中で、青少年向けの動画を制作するなどして、動画配信ページで公開を始めております。

また、副教材ソフト、教材資料集もホームページのコンテンツとして公開しておりまして、充実に努めております。

17ページでありますが、これも協会事業の柱の1つであります、北方四島との交流事業という項目であります。

まず、見直しの基本方針で、交流事業の在り方の見直しが求められておりまして、その中で、平成24年度より、参加者に経費の一部負担を求めることとしておりました。

23年度中は、その実施のために、関係団体等と調整を進めまして、実際に、24年度から経費の一部負担をお願いしております。

①の相互交流事業についてでありますが、23年度は、当協会の主催で計画どおりの4回、 支援事業としまして、北海道を対象とする北海道推進委員会が計画どおり5回実施してお ります。

次に、参加者の意見を次の事業にどう反映しているのかということですか、事業の参加 者に対しましては、アンケートを行っておりますが、御意見は、次年度以降のプログラム に可能な限り反映するようにしておりまして、結果として、9割程度の方が有意義であった。四島の現状の理解あるいは相互理解の増進が図られたという評価をいただいております。

いただいた要望事項につきましても、次年度以降の事業実施の際の参考として活用させていただいております。

18ページから19ページにかけましては、②で専門家の派遣についてでありますが、実施 状況は、教育専門家派遣としまして、中学校の社会科の先生を対象とし、中高生の合同の 訪問事業という形で、当協会と北海道推進委員会、それぞれ1回ずつ、予定どおり実施を しております。

専門家派遣の2つ目としまして、日本語講師派遣事業でありますが、3島それぞれに対しまして、1か月程度予定どおり派遣しております。

これら専門家からは、報告書を提出していただき、あるいは日本語講師につきましては、派遣した講師の方々から御意見を伺う報告会を実施し、意見交換などを行ったところでありまして、その結果、日本語講師の授業が北方四島の特殊性を考慮して円滑に行うことができるようなカリキュラムの改善を行うなど、次年度以降への改善へとつなげるよう努めております。

なお、23年度事業実施の際には、これまで蓄積したノウハウを基に、協会において制作 しましたオリジナルテキストを使用するなど、改善を行っております。

19ページ後段でございますが、③その他の欄であります。実施団体間の23年度の実施を 基にした検討会を開いたのかということでありますが、23年度交流事業の実施経過を基に、 年度末に関係者にお集まりいただきまして、事業の総括をし、24年度事業の円滑な推進に つなげたところでございます。

特に、これまでよりも拡大した形で協議ができる会議を23年度には立ち上げておりまして、さらなる改善に向けた取組をしております。

20ページでございますが、四島交流に使用する後継船舶の確保という事業であります。 24年度供用の開始を目指し、海事関係の専門家等で構成される四島交流等事業使用船舶調 達に関する業務進行監理等検討会議を引き続き開催するなど、適正な進行監理に努め、そ の結果、年度末に造船所により、船主に本船が引き渡され、平成24年度より使用されるこ ととなったところです。

既に本年度の事業から使用しているところでございます。

下段は、3つ目の柱となります。調査研究の実施であります。

23年度は、クリル社会経済発展プログラムにより急激な変化を遂げております。四島の状況を経年的に分析していただくということで、専門家の方にレポートを作成していただき、また、日露間の北方領土交渉の動きなどを情報収集し、ホームページ上で公表したところであります。

その他、学習教材集の制作に先立ちまして、教育現場の現状やニーズ等を把握するため、

アンケート調査を実施し、分析を進め、協会ホームページで公開をしております。

次の21ページでありますが、調査研究の効果等を検証するために、返還運動関係者に対しましてアンケート実施をいたしました。

その結果、これまでのレポートにつきまして、9割近くの方から有意義であったと回答 をいただいておりまして、返還運動の参考として有効に活用されていることを確認するこ とができました。

更に、今後の調査研究事業の有効性をより高いものとするために、同じアンケートで、 どのような調査研究が求められているのか、ニーズの把握をしておりまして、次年度以降 の事業内容決定の参考としております。

次に、4つ目の柱となります、元島民に対する援護の項目でございます。

第1に、元島民が返還要求の重要な役割を果たしているという中で、元島民同士の連携の強化、役割の再確認をしていただくということで、北方地域元居住者研修交流会の開催について、計画どおり、2回開催したところであります。

続きまして、22ページでありますが、元島民により、構成されます千島連盟が行う署名 活動に対する支援でございます。23年度におきましては、約95万人の署名が集まっており ます。

これらは、いずれ国会請願法に基づきまして、国会に請願する際に使用させていただく ことになります。

そのほか、元島民が行う返還運動への支援としまして、研修会や啓発活動など、延べ29 事業に対しても支援を行っております。

下段の千島連盟が実施します北方領土関連資料情報発信事業への支援を行っております。これは、21年度からの3か年計画となっております。23年度は、最終年度ということで、実際の資料の保存整備や、これら資料をホームページへ掲載、DVDに収録し、関係機関に配付などを実施しました。

更に、パネル展示なども実施しております。

23ページの自由訪問に対する支援についての項目でございますが、これは、同じく千島 連盟が実施する事業でございまして、当時、住んでおられました島に、元島民の方が訪問 をするという、いわゆるふるさと訪問であります。23年度は、前年より2回増の年間7回 の計画をいたしまして、全て予定どおり実施いただいたところであります。

これらに対する報告書の提出につきましては、実施概況や団員の手記、名簿、訪問地の 実際の地図が掲載されていまして、参加できなかった元島民の方々に配付し、御活用いた だいているところであります。

次に、これも協会業務の柱の1つであります融資事業関係でありますが、こちらは、見直しの基本方針で引き続き業務の効率化を図るということで、リスク管理等の観点も踏まえ、個人信用情報システムを活用し、効果を発揮しております。

次に、融資制度の見直しということで、融資事業の一層の効果的な実施を図るため、住

宅資金の改善、各種資金の限度額の引上げ、生前承継の認定要件緩和を行いました。

24ページですが、融資制度の周知や要望等の聴取のための融資説明相談会の開催でありますが、計画の10地区を超える12地区、13回開催しております。

参加者数等も例年と同水準程度で推移をしておりまして、事業の目的は果たせたのではないかと考えております。

この説明会とは別に、協会広報誌などで、制度の変更を周知したり、あるいは資格の死後承継ができると思われる対象者の方にダイレクトメールを送付するなどして周知に努めたところであります。

次は、25ページでございまして、関係金融機関との連携強化ということで、転貸貸付を 行っております、漁業共同組合あるいは委託貸付を行っております関係金融機関の担当者 との会議を計画どおり開催したところでありまして、それ以外にも当協会の担当者が積極 的に訪問し、要望、意見を収集することに努めたところでございます。

26ページは、リスク管理債権の適正な管理についてであります。

借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行っているのかという点では、事業資金につきましては、過去の生産高、収支実績や資産、負債の状況把握に努めて、必要性などを審査しております。

次の信用リスクの管理は的確かということにつきましては、延滞債権督促マニュアルに 基づきまして、23年度におきましても、初期延滞者への電話督促を徹底しまして、3か月 以上の延滞者には、電話督促に加え、弁護士による文書の督促、更には実態調査を実施し、 管理回収に努めたところであります。

次の時効中断につきましては、時効中断管理簿で適切に管理をしておりまして、時効により消滅した債権はありません。

また、次の破綻先債権の管理では、連帯債務者あるいは保証人との協議を行い、債務承認と返済約定書の徴収に努めるなど、信用リスクの管理も適切に行っております。

下段のリスク管理債権額の状況でありますが、1つ目は、貸付残高に対するリスク管理債権の割合、リスク管理債権比率であります。全国金融機関の21年度末平均率3.00%に対しまして、協会の比率は1.92%であったため、目標に対しまして、1.08ポイント下回って計画を達成しております。

続きまして、27ページでございます。2つ目の欄からでありますが、更生・生活資金、 就学資金、住宅改良資金につきましても、それぞれ目標値に対しまして、十分満足する数 字を達成しております。

個人情報の適切な管理につきましては、個人信用情報システムを取り扱うということも ありまして、個人情報取扱主任者を管理グループに1名、融資グループに2名配置し、個 人情報の適切な管理に努めております。

下の欄の融資業務研修会の開催でありますが、元島民で構成されております、千島連盟の支部長あるいは推進員等を対象としまして、支部長・推進員融資業務研修会を予定どお

り開催いたしました。

28ページからは、予算の関係でありますが、こちらは後ほど財務諸表の中で御報告させていただきます。

続きまして、30ページに飛びますが、短期借入金の限度額であります。一般業務勘定は 5,000万円を限度に借入れが可能ということで定めておりますが、借入れの実績はございま せん。

貸付業務勘定におきましては、資金繰り状況に合わせて長期借入れまでのつなぎ資金として14億円を限度として借入れできる計画となっておりまして、23年度におきましては、13億9,000万円の借入計画を立てましたが、実績としましては、貸付けに必要な最低限の6億4,000万円の借入れを行ったところであります。

次は、重要な財産の処分等に関する計画であります。貸付業務の関係で10億円の基金を持っておりまして、低利資金調達のために担保に出しております。差し入れ先としまして、5つの金融機関がありまして、いずれも融資取引のある金融機関で、担保の差し入れ額を超える借入れをしておりますことから、根担保になっておりまして、いずれも妥当な選定ではないかと考えております。

下段の剰余金の使途でありますが、一般業務勘定、貸付業務勘定、いずれも23年度は該 当がございませんでした。

31ページでございます。7番のその他主務省令で定める業務運営に関する事項でありますが、施設整備に関する計画としまして、北方領土啓発施設3施設のうち、根室の北方館と別海北方展望塔の改修を行いました。老朽化対策やバリアフリー化、そして、施設の充実のための改修工事であります。

最後に人事に関する計画であります。現在、協会では、業務の体制をスタッフ制としまして、職員が弾力的に業務に対応するための体制としているところでございます。予算の大幅な増とともに、業務量も増大しておりまして、少人数で一層効率のよい業務運営を行っていく必要がありまして、職員の適性に応じた人員配置を行うとともに、各種の研修会に職員を積極的に派遣し、一層の業務遂行能力の向上を図っているところであります。

業務報告は、以上でございます。予算につきましては、また、後ほど御説明いたします。 〇上野分科会長 ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問等ご ざいましたら、よろしくお願いします。

どうぞ。

○石川委員 まず、最初に4ページ目の内部統制について質問します。これに関連して参考3の、2-6に「内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、 監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて、特に留意する」ということが記載されています。これに関連して、監事監査の結果を踏まえて、どのような評価を行っていたか、具体的な例を挙げていただきたいということです。

それから、3ページ目の「啓発、広告塔の維持管理」というところについて質問します。

効果の薄い2か所を撤去されたということですが、どちらを撤去されたのかということと、 それから、効果の高いところが1か所あったようなので、そこは、どこだったのかを教え ていただきたいということです。

それから、21ページ目のところで、研修交流会を行っていて、効果を得られたということなのですが、具体的にどのような効果を得られていたと考えられているかを教えていただきたいと思います。

最後に、31ページにスタッフ制に変更されたということがありますが、変更することによって、どのようなよいところがあったのかということについて、具体例を教えていただきたいと思います。

○川名局長 まず、監事監査をどのように反映をさせたかというようなことでございます。 監事監査の結果、業務の効率化ということにかなり視点を置いたような形で、昨年の監査 のときに御指導を受けております。それは、業務のいろいろな対応をするための迅速性と か、費用対効果なども含めまして、指導をいただいたところでございます。これは、細か なことを言えば、例えば、決裁の処理のこと、あるいは意思の決定の速やかな決定方法と か、そういうことで指導等をいただいております。

それから、啓発施設の部分でございますが、撤去したものを北海道にありました、千歳 と札幌でございます。それから、改修を進めたものは、東京中央区の八重洲でございます。

それから、元島民等が行う返還要求運動等の支援の部分で、北方地域元居住者研修・交流会の部分でありますが、これは、全国返還要求運動の原点であります、元島民自身、返還要求運動の担い手として重要な役割を果たしておりまして、これは、元島民の連携の強化あるいは自らの役割を再確認するというようなことで計画をし、実施をしているものでございます。

それから、先ほど、最後にスタッフ制の話がございました。17年にスタッフ制に変えておりますが、それまでは、課制で、課を中心とした業務の体制となっておりました。私どもの方、業務の効率化ということを考えて、少人数で対応していく際に、新しい業務が入ったときに、課制のラインではなかなか対応ができかねるというような状況も出てまいります。

そのために、各担当が担当を超えて、弾力的にそれぞれチームを組んで対応することができるような、そういうような体制に17年から変えております。

それから、スタッフ制というようなことで、今でも新規事業等の場合には、担当を超えて、それぞれ皆さんでプロジェクトを組んだような形で業務の対応をしているところでございます。

以上でございます。

- ○石川委員 ありがとうございました。
- ○上野分科会長 ほかに御質問はございますか。 どうぞ。

- ○渡邉委員 今、出ました質問の中で、広告塔というか、北方領土返還の標語が書いてある、そういうものがあちこちにあるわけですね。それで、私、たまたま今、改善したという八重洲の中央口の塔を、かねてから随分古いな、それから、錆ついているなと、一体だれが管理しているのかなというような疑問をずっと持っていたんです。ほかにも、そういうものを見て、これは、どこが管理しているんだろうということも思っているんですが、これは、北対協だけではなくて、例えば、地方の自治体がつくっているとか、そういうものもあるんですかね。
- ○川名局長 あります。特に、道東の方を中心に、そういうのはかなりつくられていると 思います。
- ○渡邉委員 そうすると、そういうものについて、全部古くなったから直せとか、そういうことは、そう簡単にはできないという、それぞれの市町村の事情も一応あるということなんですか。
- ○川名局長 そうですね。私どもで管理しているものについては、当然、私どもの責任ですので、やらなければいけないんですが、それぞれ自治体とかで管理しているものについては、なかなか私どもの範疇にはなり得ませんので、できない部分もございます。
- ○渡邉委員 そうすると、そういうものが全国でどのくらいあるのかとか、今、それはど ういう状態になっているのか、見栄えがいいのか、悪いのかとか、その辺は、調査された ことはあるんですか。
- ○川名局長 今、数字は持っておりませんが、全国で幾つあるかというのは、県民会議の 方で準備したりしたものもあるとは思いますが、全体の数は、今、手持ちはございません。 私どもで、広告塔は8か所設置をして管理をしているものはございます。
- ○渡邉委員 要するに、8か所しかないということですね。
- ○川名局長 そういうことです。
- ○渡邉委員 例えば、こんな具体的な例を申し上げて申し訳ないんですけれども、西武線の所沢の先に小手指という駅があるんですね。小手指駅前に、ちょっと最近行っていないんですが、やはり北方領土返還という、そういうのがありまして、それが相当古く痛んで、最近見ていないので、今、どうなっているか知りませんけれども、そこは、北対協の管理ではない。
- ○川名局長 私どもの設置管理ではございません。
- ○渡邉委員 わかりました。せっかくいろんな面で、啓発やいろんなことをやっているさなかに、ある塔が、いかにもだれも管理していないような、そういうものが放ったらかしになっているというような状況は、何か運動にそぐわない、水を引っかけているような、そういうような感じを持ったことがあるものですから、その辺がどうなのかなということで、今、お尋ねしたわけであります。

その件は、それで結構ですが、もう一点よろしいでしょうか、ビザなし交流で、私の経験ですと、日本の国会議員の方が乗船されて、国後とか、択捉に行かれたことがあるわけ

ですけれども、23年度中に国会議員で、どのくらい行っているとか、そういうデータは、勿論、記録としてあるわけですね。

- ○川名局長 それは、わかりますね。私どもの事業、それから北海道推進委員会で行って おります事業、そういったものがございまして、これは、内閣府さんの方でも全体を整理 していただいていて、恐らく記録か何か出していただいておりますが。
- ○渡邉委員 今は結構です。具体的な数字は要りません。そういうビザなし交流の中に、 県議会議員だとか、市議会議員だか、そういう地方の議員の方も入っているケースもある わけですね。
- ○川名局長 ありますね。
- ○渡邉委員 そうすると、そういう国会議員や地方の議員が行って帰ってきて、その後、 どういうような啓発活動に対して協力をしているのか、していないのか、その辺の追跡調 査みたいなものというのは、特段やっておられないというか。
- ○川名局長 そうですね。国会議員の先生の場合には、特に委員会などで、そういう経験 を基に、質疑等でお話しされたりするケースはあるようでございます。

それと、行った実績としましては、協会に対して訪問団員の1人として報告書をお出し いただいております。

- ○渡邉委員 わかりました。
- ○川名局長 地方議員の方でも、私ども県民会議の会長さんを務められているような議長 さんとか、そういう方が行くようなケースもあったりしまして、そういうのをいろいろな 公的な場で発言していただいたりされているようでございます。
- ○渡邉委員 そうすると、そういう国会議員とか、そういう地方の先生方の名前とか、そういうのは、こちらでお願いした場合には、公開していただくことは可能ですか、この場ではなくていいんですけれども。
- ○川名局長 大丈夫だと思います。
- ○渡邉委員 わかりました。ありがとうございました。以上です。
- ○上野分科会長 ほかに御質問ございますか。 どうぞ。
- ○大隈委員 それでは、2点教えていただきたいんですけれども、まず、10ページで、標語、一番上なんですけれども、標語キャッチコピー募集のところで、単純な比較なんですけれども、昨年度より、1割近く減った、去年が何か理由があったのか、それとも今回は、そこに及ばない何かがあったのか、理由があれば、教えていただきたいということ。

あと、26ページで、信用リスクの管理については、2%を切って一生懸命されていると思うんですけれども、26ページの実績のところの箱の2つ目なんですけれども、ここでいろいろ督促等をされて、18件、43件を実施し、管理・回収に努めたと書いてあるんですけれども、督促とかをして調査をした結果、どれくらいの回収につながったのか、数字がわかれば教えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

〇川名局長 まず、標語キャッチコピーの話でございます。確かに、平成22年度は4,000件を少し超えておりまして、400件近く減っているかもしれません。平成23年度は、震災等の影響もありまして、募集が5月からということになってしまいました。それまでは、4月から9月までの6か月間の募集を行っておりましたが、それがちょっと影響したのかなという気がしております。

それから、今年は、4月には出しまして、9月末までの計画でございます。

○佐々木専務理事 融資のリスク管理債権でも説明させていただきますが、具体的に督促をしてどれくらいしたかという、ちょっと具体的なデータを持ち合わせてはいないんですけれども、結構、1回延滞すると、また、次のというか、また、1か月、2か月どんどん延滞していくという人が結構多いものですから、そういうのがなるべく発生しないように督促をかけて、なるべく少しずつでも回収していくというようなことをしております。

ちょっとその数字ではないんですけれども、事業報告書の104ページのところに表がありまして、必ずしも督促の結果というわけではないんですけれども、ここのリスク管理債権の全資金という、一番上の表ですね、22年度の数字については、AからDまでの合計は、1億円ちょっとですね。23年度については、これが9,400万円というふうになっておりますので、リスク管理債権の全体については、22年度よりは減っているという実績にはなっています。

○川名局長 先ほどの標語の関係でございますが、今年4月も5月から募集を行っており、 これは、変わっておりません。

それで、前年が、かなり数字が多かった。これは、9月に尖閣の話が出まして、かなり 関心が高まったと、それが妥当な分析であるのかなと思います。

- ○上野分科会長 ほかに御質問は、ございますか。 どうぞ。
- ○沼尾委員 御説明ありがとうございました。ちょっとよくわかっていないので、まず、非常に基本的なところを教えていただきたいのと、それから、細かいところについて幾つか教えていただきたいんですけれども、今回の実績評価の中で、被災者支援や復旧・復興対策に関する取組と、法人のミッションとの関係ということが挙がっていたかと思うんですけれども、旧漁業権者に対する融資業務との関係で、対象となっている方が、例えば、東日本大震災で被災されているですとか、あるいは、その後、漁業がかなり風評被害も含めて大変な状況になっていると思うんですけれども、そういったところで、融資の希望が増えているとか、なかなか条件が厳しいだとか、そういったところでの御苦労はないのかどうかというところ。それを全然気にしないで、全く別問題と整理してしまっていいのかどうかというところを、まず、1点教えていただければと思います。
- ○佐々木専務理事 東日本大震災との関係ですけれども、当方の融資業務については、東 日本大震災の関係で何か特例措置を設けたということは特段しておりません。根室周辺の

漁民の方が結構、旧漁業権者、元島民ということで非常に多いんですけれども、その辺、 震源地から離れているんですけれども、漁場が若干荒らされたというような事実はあった ようです。

そういうのがあって、むしろ貸付額が前年度より下がる方向に働いたような感じがしております。漁業全体が不振だというのもあるので、必ずしも震災だけの影響ということではないかもしれませんが、一部その影響もあって、もしかしたら、貸付額の減少につながっているのではないかと見られるところもあるかと思います。

- ○沼尾委員 そうすると、そのことによって、非常に貸付けの条件が厳しくなるとか、今 後、回収が厳しくなるというようなところは、余り考えておかなくても大丈夫と。
- ○佐々木専務理事 特段そういうようなことがあるとは考えておりません。
- ○沼尾委員 ありがとうございます。あと、幾つか細かいところなんですけれども、現地の北方館その他についてのアンケート結果を踏まえて、今後、どういう形で改善にフィードバックしていくのかということは、これまでにもいろいろ意見が出て、今回、そのアンケートについての結果のネガティブな意見と、それに対して、今後、どういうふうに取り組んでいくのかということを、かなり具体的に挙げてくださっているので、その点は、すごくわかりやすかったんですけれども、他方で、国民に対する幅広い普及啓発というところで、それぞれアンケートをやられたということで、おおむね8割とか9割というのが参加をしてよかったとか、非常に理解を得られたというところの評価をされていると。

その点については、これは、非常によかったと思うんですけれども、他方で、非常に少数ですけれども、やはり理解ができなかったとか、ちょっとわかりづらかったというネガティブな回答もあるわけで、そういうところをどういうふうに拾って、今後のさらなる改善につなげていくのかというところでの取組について、何か具体的に御説明いただけるものがあれば、お話しいただけないかというのが1つです。

それから、先ほど、啓発広告塔の話が少し出たかと思うんですけれども、これは、全国 どこで見ても、北方領土についての決まった型の標語があるわけですけれども、この啓発 の広告塔の表現についても、何かこれから工夫をされるとか、そういうことというのは考 えておられないのか。

これは、必ずしも今回の実績がどうということではないんですけれども、例えば、農業でも食料自給率とか、農業の衰退といっても、都市住民は関心を持たないけれども、それが、やはり食の安心・安全とか、消費者の側の立場になると、これはどうにかしなければいけないということになると。

その北方領土の話についても、それが日本固有の領土かどうかということ自体が、自分 たちの暮らしにどうつながるんだろうというところが理解されにくいと、なかなか次の普 及啓発につながりにくいと。

それが、例えば、領海の問題だとか、漁業の問題とか、そういうところの自分たちの生活につながってくるみたいなところが、うまく啓発されていくことで、これはどうにかし

なければいけないとなっていくところもあると思うんです。その辺りの啓発の在り方というんでしょうか、そこの対象をもう少し国民全体に広げていくための取組みみたいなところで何かお考えになっていることがあれば、ちょっと教えていただけないかと思ったところです。

○松下専門職 ちょっと私の方から、アンケートのネガティブな意見に対しての対応ということで、例えば、23年度に実施した事業についても、事業報告書の方で、例えば、事業報告書の厚い方なんですけれども、60ページの上のところに記載させていただいていますけれども、根室でやっている現地研修会とか、北方領土ゼミナールといったところで、昨年度出たアンケートの項目、なかなか日程等は、延ばすのは難しいですので、限られた時間の中なんですけれども、学生ですとか、先生方が、どういうことを求めているのか、もっとディスカッションがしたいとか、学生が発言できる機会がほしいというような意見があれば、こういうような形で具体的に改善していくということ。

それから、今年度、初めて実施しました県民大会に対するアンケート、一部ですけれども、31ページなんですけれども、こちらの場合は、どういったプログラムが、より参加者に求められているのか、ニーズが高いのかといったようなところを把握して、県民大会とか、講演会を実施している都道府県県民会議に情報を共有することによって、より参加者のニーズに応えられるようなプログラムにしていくというような改善をしていくように努めております。

○齋藤専門官 続きまして、広告塔のところなんですが、今まで「北方の領土かえる日平和の日」というのがほとんどですね。

今年は、先ほど改修しました八重洲のところも、52ページにあります、標語の入選作品の最優秀賞であります、「"いつか"を"今"に。日本の国土、北方領土」というのに変えまして、デザインも少し変えまして改修いたしました。

この4号館の建物の下にあります広告塔もあるんですが、こちらも23年度の標語にいた しまして、今年4月に何十年ぶりに新しくいたしました。

今後、内閣府さんの広告塔と、それから、八重洲のところも含めて、今までは銅板の形で、なかなか変えるのに時間とお金がかかったんですが、今回は、シールのタイプで、常に新しく、簡単に、それから経費も少なくできるというタイプに変えまして、今後、何かあったときにすぐ変えられるような対策を内閣府さんと相談してやっていくこととしております。

以上でございます。

○上野分科会長 ほかに御質問はございますか。

それでは、私の方から御質問させていただきます。実績に直接関わる話ではないので、 御参考までに可能であれば、お聞かせいただいたということで、3点ほど御質問がござい ます。

まず、項目別評価表の31ページの最後のところの人事に関する計画のところなんですが、

これは、実績のところではなくて、方針のところに書いてある文言に関してなんですけれ ども、業務上、必要な知識、技術の向上を目指すというふうに、方針の①のところの最後 のところに書いてございます。

業務上必要な知識、技術というのは、具体的にどういうことなのかというのが1つ目の 御質問です。

2つ目の質問なんですが、これも、以前から、すぐ下に書いてあるところなんですけれども、人員に関しまして、北対協さんは、非常に人数が少ないということは存じ上げておりまして、ここで期首の常勤職員数18人が期末で17人ということで、こういった御報告をいつも拝見しているんですけれども、もう少し具体的に、つまり、退職者が何人おられて、それに対して何人補充しているのかと。

例えば、18人から17人になったというのは、1人お辞めになったのか、それとも、例えば、3人お辞めになって2人補充したのかといったようなことですね。そういったことを御参考までにお伺いしたい。これが、2つ目です。

3点目は、項目別評価表ではなくて、先ほど、ひょっとしたら事務局の御説明の中にあったので、事務局の方にお伺いすべきことなのかどうかわからないんですけれども、例の職員宿舎の見直し計画ということが、行政改革推進本部から出ていて、それに対しての報告として、札幌にあるマンションのことが出ているんですけれども、これにつきまして、例えば、このマンションの面積と家賃ということについては、出さなくていいのかということです。

以上、3点です。

○川名局長 それでは、初めの方から、業務研修の話でございますが、国の方で、各法人等を対象に実施をいただいている研修が幾つかございます。情報公開でありますとか、個人情報等の研修、あと、パソコン等を使ったシステムの関係の研修、そういったものはできるだけ職員を交代で参加させるように努めております。

それから、退職者についての話でございますが、この計画期間中1名ということで、22年度の末に1名の削減をしております。これは、退職者というよりも、定員が1名減ると、常勤職員が1名減ると、その前の、前計画期間中でも、これは、全体の方針としまして、削減が求められて、1名対応してきております。

ですから、19が18になり、そして、今、17になっていると。

退職者は、国のように、定年が来て退職して、それで、そういう定員を使って、今度、一部採用するという、そういう流れがなくて、少人数でありますから、何年かに1回退職者が出る可能性があって、その定員増というのも、現状では簡単ではありませんで、ですから、徐々に定員がこのように減ってきているということでございます。

〇山崎事務官 宿舎の関係なんですけれども、こちらの参考資料に付けてあります、参考 10の2枚目の資料、こちらが行革推進本部の方に情報公開請求が来た際に、これが公文書 として、北対協の分だけ抜粋してありますが、これをほかの法人分も全部まとめたものを 行政文書として出しておりますので、体外的には住所や家賃といったものは公表しておりません。

○上野分科会長 わかりました。今、お答えいただいた中で、繰り返し確認したいんですが、そうすると、この期間で新規に採用になった方というのは、おられないということですか。

○川名局長 はい。この計画期間ではおりません。一部、役所の方からの出向者、交代人 事のようなものはございますが、プロパーの採用というのはございません。

○上野分科会長 それから、最初に聞いた御質問で、業務上必要な知識、技術ということで、一般的な事務のスキル等については、事業報告書のところにも研修したことの内容が書かれているので、通常の事務研修というのは、非常によく理解できるんですが、私が具体的に関心があるのは、例えば、ロシア語に関しての知識というようなこととかは、必要であるというふうに考えておられないのか、あるいは、実際にロシア語がおできになる方がいらっしゃるとか、いらっしゃらないとか、そういうことなんですね。北対協という職務上の特別な事情があると思いますので、それをちょっと聞きたいんですが。

○荒川理事長 まさに、先生のおっしゃるとおり、北対協は、ロシア語が絶対に必要だと思います。私、3年前、専務理事に採用されまして、北海道に2年間おり、今年から理事長として東京で勤務しておりますけれども、その間、やはりロシア語の手紙のやりとり、四島交流に関しての部分などは、完全にロシア語でやりとりをしておりますが、今の17名の中にロシア語ができる人間はおりませんので、基本的には通訳会社にやってもらっておりますが、その内容を確認できないというのが現状です。

それで、僭越なんですけれども、札幌にいるとき、自分でロシア語の勉強を1週間に一度だけ始めて、6か月くらいになりましたので、文字とか、あるいは手紙くらいですと、辞書を引きながら見られるという状況になりました。それで気がついたのは、私の肩書きのところが間違っていたとか、それも、やりとりの中で、原文がタッチされてない状況です。原文を付けてもわからないということなんですけれども、少なくとも原文も付けて保存するよう理事長として指示しております。ですから、人員のところも18人いて1人定年で退職しましたので、分科会長の御質問の、1人辞めたところを、もし、もう1人補充できるのであれば、ロシア語のできるスタッフを採る必要は必ずあると思いますし、それから、常駐ではなくても、何か交流があるときにはいて、すぐ私なり、担当のものと一心同体となって情報を収集するというのは、絶対に必要ではないかと思っています。

○上野分科会長 質問の趣旨は、まさにそういうことで、実は、北対協さんとのお付き合いというか、この仕事を通じてのお付き合いは、私は長いんですが、北対協には、ロシア語をおできになる方が当然いらっしゃるんだろうというふうに固定観念で思っていて、実は、つい最近、北対協には、ロシア語がおできになる方が全然いないということを仄聞したものですから、非常に驚いて、普段の日常的な業務にさぞかし不便なのではないかというふうに思いましたので、私、ロシア語教育に携わっているものなので、特に、その点、

気になったものですから、今回それが本当かどうかということを確認したかったものですから、御質問したわけです。可能であれば、そういう方向でできるといいなと思いますけれども、それは、なかなかいろいろあるんでしょうけれども、どうもありがとうございました。

以上です。

ほかに御質問がなければ、よろしいですか。

それでは、次に財務諸表につきましては、北対協の方から御説明をお願いいたします。 〇川名局長 それでは、平成23年度の財務諸表につきまして、御説明いたします。資料4 を御覧いただきたいと思います。

1ページから25ページまでは、当協会の法人としての全体の姿であります。御説明は、 一般業務勘定と貸付業務勘定に分けて説明させていただきます。

まず、一般業務勘定でありますが、29ページからになります。

配付資料5の方に、財務諸表の概要といった科目、項目の内容を示したものを用意して ございます。御参照を適宜いただければと思います。時間の関係もありますので、主要項 目を中心に説明させていただきます。

まず、30ページの貸借対照表でございます。まず、資産の部でありますが、流動資産、 固定資産の2つに区分されておりまして、流動資産は、現金及び預金、未収金、前払費用 からなっております。

現金及び預金、6億7,484万円が主なものでありまして、その要因は、右側のページ上段の負債の部の運営費交付金債務と、未払金が主なものでありまして、流動資産の合計が7億5,021万円となっております。

次に固定資産でありますが、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の3つに 区分されております。

有形固定資産の建物、これは、道東にあります啓発3施設が主なものであります。

また、投資その他の資産は、東京事務局の敷金でございます。資産合計は、11億7,549 万円となっております。昨年に比べまして、約7億2,900万円増加しておりますが、これは、 入札差額及び節約等による運営費交付金の未使用によって生じました現預金の増加、そして、23年度に実施しました施設整備等に伴う資産の増加が主な要因となっております。

これに対しまして、負債の部、右側の方でございますが、流動負債、固定負債の2つに 区分されておりまして、流動負債は、運営費交付金の未使用分であります運営費交付金債 務、未払金、預り金等で、前理事長の退職金にかかる業績勘案率の決定が24年度になりま したことから、退職給付引当金を計上しておりまして、その合計7億2,928万円が流動負債 となっております。

固定負債は、資産見返運営費交付金、資産除去債務の2つに区分されておりまして、資 産見返運営費交付金は、独法後に運営費交付金で取得した資産の減価償却後の残存価格、 資産除去債務は、独法会計基準の改定に伴いまして、22年度から盛り込まれたものであり まして、有形固定資産の除去に関しまして、法令等で要求される法律上の義務及びこれに 準ずるもので、これに要する経費相当額でございます。

協会では、根室にあります啓発施設、北方館の天井と床のPタイルに非飛散のアスベストが含有されているものであります。

固定負債合計が1億3,063万円で、負債合計が8億5,991万円となっております。

次に、純資産の部は、資本金、資本剰余金、利益剰余金の3つに区分されております。 利益剰余金でございますが、積立金28万円、当期未処分利益50万円となっております。 いずれも外務省からの四島交流受入事業の受託収入による利益でございます。

なお、当期未処分利益は、財務諸表承認後、積立金としまして、利益処分し、今中期目標終了後、国庫返還されるものであります。

負債純資産の総合計は11億7,549万円となっておりまして、左のページの資産の部の合計 と一致しております。

次に32ページの損益計算書であります。経常費用としまして、北方対策業務費、施設整備費、受託業務費、一般管理費の4つに区分されております。

北方対策業務費は、国民世論の啓発、四島交流の訪問事業、調査研究等の業務実施に要した経費でありまして、施設整備費は、啓発施設の北方館、別海北方展望塔のバリアフリー化や老朽化対策の整備費。

受託業務費は、四島交流の受入事業を外務省から受託しているものでございます。

一般管理費は、役職員の人件費関係、事務所の賃借料、減価償却費等でございます。 23年度の経常費用は、10億2,542万円となっております。

これに対しまして、経常収益は、運営費交付金収益、施設費収益、政府受託収入等で23年度の経常収益は10億2,872万円となっております。

また、臨時損失は、有形固定資産の撤去を行った際に要した費用等を固定資産除却損として計上しているものでありまして、臨時利益は、施設整備費補助金によって行った資産の撤去費用を収益化したものであります。

経常費用及び臨時損失と、経常収益及び臨時利益の差、50万5,000円が、当期における協会の利益となっております。

次に、33ページのキャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローは、支出としまして、北方対策業務費、啓発支援費、人件費、受託業務費等がありまして、これに対しまして、収入は、運営費交付金収入、政府受託収入で、支出と収入で相殺した結果、6億2,408万円となっております。

投資活動によるキャッシュフローは、固定資産の取得による支出であります。これら業務、投資、財務活動を相殺しました5億2,064万円が当期における資金増加額でありまして、主な要因としましては、節約等による運営費交付金の未使用に伴う増加と、年度末まで事業を実施していたために、生じた未払金によるものでございます。

これに前年度繰越金1億5,419万円を合算した6億7,484万円が期末残高となり、30ペー

ジの貸借対照表の現預金と一致しております。

次に、34ページでございますが、利益の処分に関する書類案でございます。23年度は、 損益計算の結果、生じた、約50万円の利益を積立金とするものでございまして、この積立 金は、中期目標終了後、国庫返還することとしております。

次に、35ページの行政サービス実施コスト計算書であります。業務費用は、損益計算上の費用から受託収入、財務収益を相殺しました9億7,536万円であります。

損益外減価償却相当額は、特定資産の当期減価償却額、損益外利息費用相当額は、資産除去債務にかかる利息費用累計額、損益外除売却差額相当額は、特定資産の当期除却額、引当外賞与見積額は、当期の運営費交付金により、財源措置が手当されない額、引当外退職給付増加見積額は、役職員の退職金の23年度に増加された額でございます。

機会費用は、地方公共団体等から無償で借りております、啓発施設等の土地を有償で借りた場合の費用、また、政府出資または地方公共団体出資等の機会費用でありますが、政府出資金から資本剰余金を控除した額を10年ものの国債で運用した場合、得られたであろう金額としまして、国債利回り、0.985%を参考に算出したものでございます。

これらを合計しました10億1,031万円が行政サービス実施コストとなります。

36から38ページまでの注記事項でありますが、財務諸表を作成するに当たり採用した原 則手続等を示した資料でございます。

この中で、22年度に記載がなかったものとしましては、36ページのIの3、退職給付に係る部分でございますが、貸借対照表の流動負債で説明しました、前理事長の退職給付引当金の計上について注記させていただいております。

また、38ページのVIIの重要な債務負担行為におきまして、閣僚の申合せ等に基づくビザなし交流等の後継船舶につきまして、関係団体を代表して、協会が協定書を締結していることにつきましては、22年度に引き続き、記載させていただいております。

なお、後継船舶は、予定どおり、業者におきまして調達されまして、24年度の傭船及び 運航委託契約を本年の4月2日に締結しまして、ビザなし交流や自由訪問事業での供用を 開始しております。

40ページから47ページは、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足する附属明細書で ございますので、後ほど御参照いただければと思いますが、46ページの関連公益法人に関 する事項でありますが、千島歯舞諸島居住者連盟が、これに該当しております。

これは、独法会計基準第129、関連公益法人等の範囲の4、事業収入に占める独法との取引額が3分の1以上である公益法人に当たるため、所定の情報を開示しております。

ちなみに、協会からの千島連盟の補助金が事業収入の56.76%となっておりまして、その 主な内容は、元島民が行う自由訪問に要する経費等を補助金として支出しているものであ ります。

そのほか、財務状況につきましても記載しておりますので、後ほど御覧いただければと 思います。 最後に、68ページの決算報告書でございます。収入としまして、運営費交付金、施設整備補助金、事業外収入、政府受託収入がございます。

決算額で収入合計が14億3,543万円でありまして、予算との差、約1,478万円の減額でありますが、これは、施設整備補助金の予算額と清算額の差、それに受託事業の実施先の変更に伴うものでございます。

これに対しまして、支出は北方対策事業費、一般管理費、人件費、施設整備費、受託業 務費でございまして、11億8,748万円であります。

予算との差、2億6,273万円は、人事交流等による給与差額、入札、節約の呼びかけ等による効率化等が主な要因でございます。

以上が、一般業務勘定の説明でございます。

それでは、貸付業務勘定の説明を佐々木専務理事の方からお願いいたします。

○佐々木専務理事 それでは、同じ資料4の49ページからの御説明をしたいと思います。 貸付業務勘定についての財務諸表でございます。

50ページから細かく説明してまいります。貸借対照表からですが、まず、資産の部からです。現金及び預金が12億4,155万円、一番上の数字になります。このうち、10億円は、この融資事業開始の際に、政府から交付された基金見合いの定期預金でありまして、借入金の担保に供しております。

それから、貸付金については、流動資産の部分に一般債権と貸倒懸念債権の合計額で、 それから、固定資産の投資その他資産のところに破産更生債権額等と分けて書いておりま す。

前者の一般債権及び貸倒懸念債権の合計額については47億9,948万円、左端の一番上の数字です。

貸倒引当金控除後の貸借対照表価額で47億9,227万円、その斜め右下の数字です。

破産更生債権等については、9,827万円、左下から2番目の数字です。

貸倒引当金控除後の貸借対照表価額で2,746万円、左から2列目の下から3つ目の数字になります。これらをそれぞれ計上しております。

なお、一般債権に対する貸倒引当金の算定に用いた貸倒実績率は0.106%を使っております。

それから、有形固定資産、無形固定資産については、当該年度の取得はございません。 51ページの負債の部にまいります。預り補助金等3,792万円ですが、流動負債の一番上の 数字です。

これは、交付を受けた補助金、1億7,055万円の未執行額でありまして、精算により国庫 に返納するものであり、6月に精算を行っております。

長期借入金につきましては、流動負債のところに1年内返済予定長期借入金、それから、 固定負債のところに長期借入金と分けて書いております。

この両者の合計額で42億9,910万円となっております。

なお、23年度は、資金計画上は16億2,040万円の長期借入れを予定しておりましたが、6 億8,000万円減額しまして、9億4,040万円を実際には借り入れております。

次に、その下の純資産の部にまいりますが、昨年度とほぼ同額の、17億992万円となって おります。右端の下から2番目の数字です。

次に、52ページの損益計算書にまいります。貸付業務勘定は、運営費交付金ではなく、補助金によって財源措置されておりまして、その収益化は、損益が均衡するまでとなっておりますので、当期利益はゼロとなっております。右端の一番下にゼロとあるとおりでございます。

経常費用、経常収益とも、前年並みの約2億円となっております。なお、前年度まで、 臨時収益に計上していた貸倒引当金戻入益及び償却債権取立益については、独立行政法人 会計基準等の改定に伴い、経常収益に計上しております。

次に、53ページのキャッシュフロー計算書にまいります。業務活動では、2億1,264万円の増加です。Iのところの一番下の数字です。主に貸付けによる支出と回収金との差によるものです。投資活動では、ほとんど動きがありませんでした。財務活動では、2億5,342万円の減少です。Ⅲのところの一番下の数字です。

業務活動で生まれたキャッシュを吸収した格好となっております。これらの合計額4,078 万円が前年度より減少しております。

Ⅳ資金減少額という部分の数字でございます。

次に54ページにまいります。利益の処分等に関する書類ですが、利益を出していません ので、利益処分はございません。

次に、55ページ、行政サービス実施コスト計算書にまいります。損益計算書上の費用から貸付金利息等の自己収入を控除した業務費用の合計額は1億3,597万円です。右端の一番上の数字です。

これに引当外賞与見積額、引当外退職給付見積額及び政府出資等の機会費用を加えた1 億4,874万円が貸付業務に関する行政サービス実施コストとなります。右端の一番下の数字 になります。

なお、機会費用は、国債利回り等を参考に0.985%で算出しております。

それでは、56ページから64ページ目までの注記事項、附属明細書は、説明を省略させていただきます。

更に飛びまして69ページ、決算報告書にまいります。一番上の各数字の御説明ですが、 収入の中で貸付事業費補助金は、予算額が1億7,055万円だったところ、支出の縮減を反映 して、決算額が1億3,263万円となり、3,792万円の不用が生じました。

支出については、短期、長期借入金の金利負担の減少、事務経費の節約等により、予算に対して、合計3,710万円の減少です。右端の一番下の数字になります。

決算額の収支合計と支出合計が一致していないのは、貸倒引当金戻入益が収入に記載されないことによるものでございます。

以上で御説明を終わります。

○上野分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等ございま すでしょうか。

現時点では特段ございませんので、今後、お時間かけて、これを御覧になって、何か御 質問等ございましたら、事務局の方まで御連絡をお願いいたします。

それから、財務諸表につきましては、特にこの関係の御専門であります、大隈先生に読み取れる情報から効率性等について問題がないか御検討いただきまして、次回分科会において御検討の結果を御報告いただき、その後、分科会としての意見をまとめたいと思っております。大隈先生、よろしいでしょうか。

- ○大隈委員 かしこまりました。
- 〇上野分科会長 ありがとうございます。それでは、今後の予定につきまして、事務局の 方から御説明をお願いいたします。
- 〇吉住参事官 まず、資料7を御覧いただければと思います。本日の北対協からの業務実績の説明、それから、政策評価独立行政法人評価委員会の評価方針を踏まえまして、委員の先生方には、資料1、2の各評価票に評価を御記入いただきまして、大変お忙しいところ、大変恐縮でございますけれども、ここにございますように、8月3日の金曜日までにメールで事務局あてに御回答いただければと思っているところでございます。

その上で、事務局の方で取りまとめをいたしまして、次回、8月21日火曜日の分科会において資料を当方よりお示しさせていただきまして、その場で分科会としての御議論をしていただきたいと思っているところでございます。

その後、分科会としての意見を取りまとめまして、8月27日の月曜日でございますが、 親委員会になります、内閣府全体の独立行政法人評価委員会、こちらの方に上野分科会長 より御報告をお願いできればと思っているところでございます。

なお、北対協の貸付事業につきましては、内閣府と農林水産省の共管事業になっております。したがいまして、評価につきましても、農林水産省の方の水産分科会の意見を受けまして、一緒にとりまとめて内閣府の方の親委員会の方に御報告するという段取りになっております。

日程でございますが、次回のこの分科会が8月21日の火曜日、それから、水産分科会の 方が8月22日の水曜日と、更に内閣府の親委員会の方が、その翌週の8月27日の月曜日と、 大変立て込んだ日程となっております。水産分科会での意見を反映した上で、この分科会 としての評価を、今度は親委員会の方に出すというふうな段取りになっておりますので、 水産分科会の意見が出てから、若干こちらの評価の手直しが必要になってくることも想定 されます。

したがいまして、日程上、一旦この分科会での御評価を決定いただきますけれども、場合によっては、上野分科会長とも御相談させていただきながら、そこは柔軟に状況を見て、適切に対応させていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたし

ます。

- 〇上野分科会長 ありがとうございました。北対協の方から、業務実績報告等につきまして、何か補足はございますでしょうか。
- ○川名局長 資料8というものがございます。業務実績報告を一覧にしたものでございま す。

これは、今計画期間中の20年度から23年度までの業務実績を各項目ごとに一覧にしたものでございます。

既に22年度までは評価をいただいているところでございます。23年度分につきましては、 これから評価をいただくものでございます。

現在、今計画期間中の最終年度の24年度に入っておりまして、これまでの評価結果を踏まえまして、更に充実した業務運営に努めているところでございます。時間の関係もございますので、内容の方は省略させていただきます。

〇上野分科会長 ありがとうございました。以上で本日予定されておりました議題は、全 て終了いたしました。

御多忙の折、長時間にわたりありがとうございました。